

「見守り力」で無くそう！高齢者を狙う消費者トラブル！

家族や地域での「見守り力」向上のために大事なこと

①見守り・気づき

②声かけ・確認

③相談は、消費者ホットライン188

特に注意が必要な方（心当たりはありませんか？）

高齢者

- ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯は、特に注意を！

判断能力が低下した方

- 65歳以上の高齢者の4人に1人は認知症の人又は予備軍（※）

過去に被害にあった方

- 個人情報が流出している可能性！被害回復をうたう二次被害に注意！

（※）出所：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」資料

注意ポイントはこの3つ！

◆ ポイント1 ◆ 個人情報教えないこと！

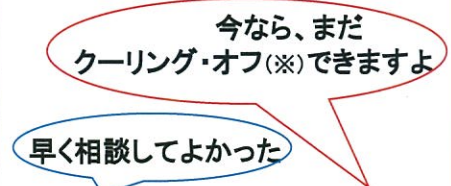


◆ ポイント2 ◆ その場で契約しないこと！



◆ ポイント3 ◆ 一人で悩むより早めに相談！

消費者ホットライン「188」に電話しましょう



（※）クーリング・オフについては裏面を参照

- 高齢者が、複雑で多額の損害を被るおそれのあるCO2排出権取引などを勧誘され被害に遭うトラブルが発生しています。**理解できない投資話、あやしいもうけ話には耳を貸さないこと！**
- 判断力の低下した高齢者は被害に気づきません。小さな変化を見逃さず、相談機関につなげましょう。

みんなで協力して、被害を「未然防止」、「早期発見」、「拡大防止」しましょう！

消費者庁では、家族だけでなくホームヘルパーやケアマネージャー、保健師、民生委員といった様々な職種の団体が連携し、地域全体で高齢者などを守る「見守りネットワーク」の整備を推進しています。

（平成28年6月現在）

知ってて安心！使ってみよう！「クーリング・オフ」で契約解除！

クーリング・オフの手続き方法

- 訪問販売や電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取った日から**8日間以内**(※)であれば、**無条件**で契約を解除できます。

1. 必ずハガキ等の**書面**で通知する(書面で通知することが法律で決められています。)
2. 契約(申込)日、事業者名、担当者名、商品名、契約金額を書いて、この契約を解除するということを書く。あなたの住所、氏名を書くのを忘れずに。
3. ハガキを書いたら、**両面コピー**を取る(証拠を残すため。)
4. ハガキは郵便局の窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留等**の「出した日付」がわかる方法で出す(クーリング・オフは書面を出した瞬間に有効になるため、仮に事業者が「受け取っていない」と言っても、クーリング・オフは成立します。)
5. 上記「3」の両面コピーと、「4」の簡易書留などの証明等の紙を**保存**する(この2つが、クーリング・オフをしたことの証拠になります。)

書面の書き方(例)

切手	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	〇〇〇〇株式会社 御中
自分の住所	
自分の名前	

右契約を解除します。 (解除理由を記載する必要はありません) 平成〇〇年〇月〇日	契約(申込み)年月日 事業者名 担当者名 商品名 (訪問購入の場合は具体的な特徴を併せて記載) 契約金額
--	---

(※)クーリング・オフ期間
法律で決められている書類を受け取った日から数えます。

- (8日間)
- ・訪問販売
 - ・電話勧誘販売
 - ・特定継続的役務提供
- (20日間)
- ・訪問購入
 - ・連鎖販売取引
 - ・業務提供誘引販売取引

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

契約書面が交付されていない、契約書面に不備がある、クーリング・オフはできないと嘘をつかれた場合など、上記期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフができるかどうか、書面の書き方や手続が分からないなど不明な点はお近くの**消費生活センター等**に御相談ください。

消費者ホットライン 188

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

最寄りの消費生活センターを知りたいときは

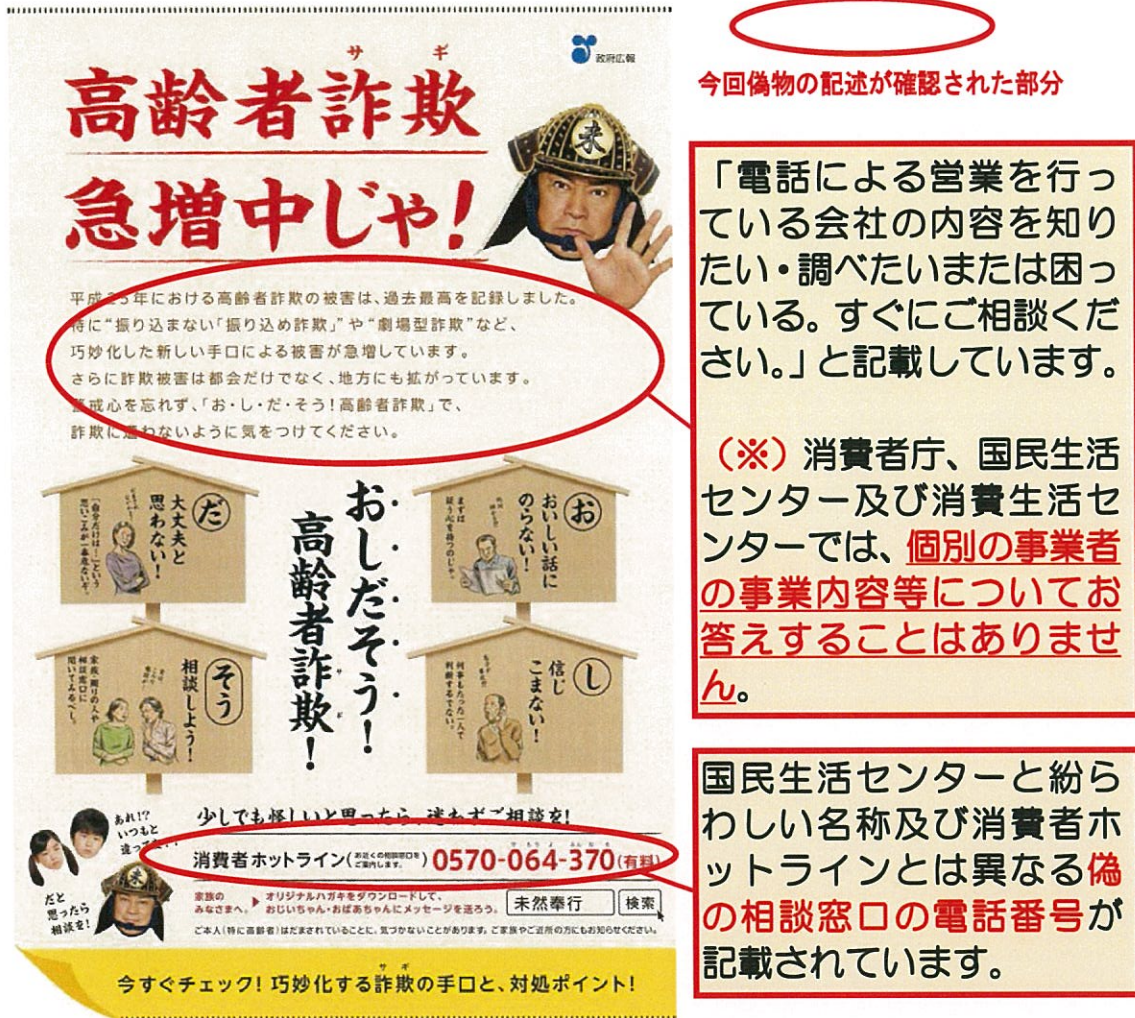
全国 消費生活センター

検索

(平成28年6月現在)

政府広報「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」
に似たチラシで、**“偽の相談窓口”に誘導する手口**に御注意！

【参考】政府広報「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」のチラシ（本物）



高年齢者詐欺 急増中じゃ！

平成25年における高齢者詐欺の被害は、過去最高を記録しました。特に「振り込まない「振り込め詐欺」や「劇場型詐欺」など、巧妙化した新しい手口による被害が急増しています。さらに詐欺被害は都会だけでなく、地方にも広がっています。警戒心を忘れず、「お・し・だ・そう！高齢者詐欺」で、詐欺に遭わないように気をつけてください。

お・し・だ・そう！
高齢者詐欺！

だ 大丈夫と
思わない！
お うれしい話に
のらない！
そう 相談しよう！
し 信じ
こまない！

少しでも怪しいと思ったら、速におしだそう相談を！
消費者ホットライン（お近くの国民生活センター） **0570-064-370（有料）**

国民生活センターと紛らわしい名称及び消費者ホットラインとは異なる**偽の相談窓口の電話番号**が記載されています。

今すぐチェック！巧妙化する詐欺の手口と、対処ポイント！

偽チラシに記載の電話番号には、絶対に電話を掛けないでください。

少しでも疑問や不安を感じた場合には、
消費者ホットライン「188（いやや!）」にお電話を！